

新潟市私立高等学校施設整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、新潟市内における私立高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を除く。）の施設整備を促進し、教育条件の維持及び向上並びに施設整備等生徒納付金の父母負担の軽減を図るため、私立高等学校の設置者が行う施設整備事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟市補助金等交付規則（昭和44年新潟市規則第41号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 この補助金の交付の対象となる施設整備事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる事業で、工事費が1,000万円以上であるものとする。

(1) 校舎及び屋内運動場（以下「校舎等施設」という。）の整備事業で次に掲げるもの。（以下「校舎等施設整備事業」という。）

ア 収容定員の増加に伴う増改築

イ 老朽化等に伴う増改築

ウ 移転又は統合に伴う建築

エ 教育内容・方法の変更に伴う増改築

(2) 別記1に掲げる学校環境施設の整備事業（以下「学校環境施設整備事業」という。）

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、次の表の（1）欄に掲げる事業の区分に応じ、（2）欄に掲げる経費とする。

（1）事業	（2）補助対象経費
ア 校舎等施設整備事業	工事費の3分の1以内の額について、金融機関等から借り入れた場合の償還する元金と利子額の合算額（補助を受ける年度において償還するものに限る。）を上限とし、予算で定める額とする。

	工事費の内容は別記２のとおりとする。
イ 学校環境施設整備事業	工事費（資産的支出経費に限り、１億５，０００万円を限度とする。）の３分の１以内の額について、金融機関等から借り入れた場合の償還する元金と利子額の合算額（補助を受ける年度において償還するものに限る。）を上限とし、予算で定める額とする。

（補助額）

第４条 交付する補助金の額は、次の表の（１）欄に掲げる事業の区分に応じ、（２）欄に掲げる金額とする。

（１）事業	（２）補助額
ア 校舎等施設整備事業	前条に規定する補助対象経費とする。ただし、利子額については、金融機関等との借入契約時点の日本私立学校振興・共済事業団の一般分の融資金利で計算した額を限度とし、一円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額とする。
イ 学校環境施設整備事業	前条に規定する補助対象経費とする。ただし、利子額については、金融機関等との借入契約時点の日本私立学校振興・共済事業団の一般分の融資金利で計算した額を限度とし、一円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額とする。

（交付の条件）

第５条 この補助金は、次に掲げる条件を付して交付する。

- （１） 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、経費の配分を変更する場合は、市長の承認を受けなければならない。
- （２） 補助事業者は、補助事業の内容を変更する場合は、市長の承認を受けなければならない。

- (3) 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、直ちに市長に報告して、その指示を受けなければならない。
- (5) 市長は、補助事業者が、この補助金により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けて処分をした場合において相当の収入を得たときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。
- (6) 補助事業者は、この補助金により取得し、又は効用の増加した財産を補助事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効果的な運用を図らなければならない。
- (7) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管しておかななければならない。
- (8) 補助事業者は、補助事業に係る経理を他の経理と明確に区分して行わなければならない。

(交付申請)

第6条 規則第6条の規定による補助金の交付申請は、別記様式第1号によるものとし、補助事業者は、別に指定する期日までに市長に提出しなければならない。

(交付決定通知)

第7条 規則第7条の2の規定による交付決定通知は、別記様式第2号によるものとする。

(変更の承認申請)

第8条 第5条第1号又は第2号の規定による経費の配分の変更又は補助事業の内容の変更の承認申請は、別記第3号様式によるものとする。

(補助事業の中止又は廃止の承認申請)

第9条 第5条第3号の規定による補助事業の中止又は廃止の承認申請は、別記様式第4号によるものとし、補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする日の1月前までに市長に提出しなければならない。

(補助事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第 1 0 条 補助事業者は、第 5 条第 4 号の規定による市長の報告を、別記第 5 号様式により行わなければならない。

(状況報告)

第 1 1 条 補助事業者は、事業の進行及び支出の状況について、市長の要求があった場合は、別記第 6 号様式による状況報告書を直ちに市長に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第 1 2 条 市長は、必要があると認められる場合は、概算払により補助金の交付をすることができる。

(実績報告)

第 1 3 条 規則第 8 条の規定による実績報告は、別記様式第 7 号によるものとする。

(額の確定)

第 1 4 条 規則第 1 4 条の規定による額の確定通知は、別記様式第 8 号によるものとする。

(取得財産の処分の制限)

第 1 5 条 規則第 2 0 条に規定する市長が定める期間は、次の表の(1)欄に掲げる財産の区分に応じ、(2)欄に掲げる期間とし、校舎等施設改修等事業は、1 5 年（当該財産が既に同条の規定により処分制限を受けている場合で、当該処分制限期間の残期間が 1 5 年を越えるときは、当該残期間）とする。

(1) 取得財産の種類	(2) 処分制限期間
ア 建物	
鉄筋コンクリート造り	6 0 年
れんが造り，石造り，ブロック造り	4 5 年
金属造り（骨格材の肉厚 4mm 超）	4 0 年
金属造り（骨格材の肉厚 3mm 超）	3 0 年
金属造り（骨格材の肉厚 3mm 以下）	2 0 年
イ ネット設備	1 5 年

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 5 年 1 2 月 1 日から施行し、平成 1 5 年度以降に交付を決定する補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 1 年 3 月 2 7 日から施行し、平成 3 0 年度以降に交付を決定する補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、令和 2 年度以降に交付を決定する補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 0 月 1 日から施行する。

別記1（第2条関係）

○学校環境施設

- | | |
|----|-------------|
| 1 | 自転車小屋 |
| 2 | 部室 |
| 3 | 倉庫 |
| 4 | バックネット |
| 5 | 防球ネット |
| 6 | グラウンド散水施設 |
| 7 | 消雪施設 |
| 8 | 舗装 |
| 9 | 境界・囲障 |
| 10 | その他市長が認めるもの |

別記2（第3条関係）

○補助対象経費（工事費）の内容

補助対象とする工事費は、原則として次に掲げるものとする。

1 本工事費

本工事費は、建物のく体工事（基礎、軸組、床組、小屋組、壁体等）、仕上げ関係工事（屋根、天井、建具、造作、内外装、諸仕上げ等）及び雑工事に要する経費とし、雑工事には学校建物に一般的に付属するもので、建物の部分として工事され、かつ固定して設けられている黑板、掲示板、流し、棚、鏡、教室等の室名札、物入れ、物掛け、換気扇、排気てんがい、犬走り、テラス、犬走り又はテラスに付随する足洗場及び水のみ場の工事を含めるものとする。

なお、学校家具、備品とみなされるもの（机、椅子、実験機の類、タンス、カーテン等）は、建物に固定されていても本工事費に含めないものとする。

2 付帯工事費

付帯工事費は、本工事に付帯する工事に要する経費であつて、次表左欄に掲げる電燈照明、給水等の付帯工事ごとに同表右欄に例示するようなものとし、当該建物に直接関係のない工事、既存建物内部の工事、同一敷地外の工事は付帯工事に含めないものとする。

工事の種類	付帯工事に含まれるもの	
電 燈 照 明 工 事		差し込み口、取り付け照明器具
実験・実習のための 電力工事	左 の 工 事 の た め の 電 気 配 線 ・ 配 管 ・ 変 圧 器 ・ 分 電 盤 ・ 配 電 盤	
給 水 工 事		給水管、給水栓、手洗・洗面等の取付器具、給水ポンプ、貯水槽、受水槽、さく井
排 水 工 事		排水管、トラップ、排水溜枳、犬走り側溝、排水ポンプ
衛 生 工 事		污水管、トラップ、便器、し尿浄化槽、污水ポンプ
冷 暖 房 工 事		配管、ダクト、放熱器、ボイラ及び付属設備一式、冷凍器及び付属設備一式、煙道、煙突
ガ ス 工 事		ガス配管、諸コック
給 食 リ フ ト 工 事		給食リフト一式
防 火 ， 消 火 工 事		火災報知器、感知器、火災警報機、消火栓、ボックス一式及び消防署への直接連絡設備
放 送 等 弱 電 工 事		室内スピーカー、電気時計
避 雷 工 事		避雷針設備工事一式

別記 3（第 3 条関係）

○ 補助基準額

1 補助基準額

校舎等施設整備事業

基準面積から保有面積を控除して得た面積と実施工事面積とを比較していずれか少ない面積（補助対象面積）に補助単価を乗じて得た額を補助基準額とする。

2 校舎等施設整備事業における基準面積等の算定方法

(1) 基準面積

ア 校舎

次に定める生徒一人当たりの基準面積（0.01 m²未満の端数は四捨五入する。）に収容定員（収容定員を変更する場合は、予定収容定員）を乗じて得た面積（1 m²未満の端数は四捨五入する。）とする。

(ア) 1 学科を置く場合

（単位：m²/人）

学科	生徒数区分	1 人あたりの基準面積
普通科又はその他の学科	1～135 人	2,027/P
	136～809 人	6.24+1,184/P
	810 人	7.70
	811 人～1,079 人	6.07+1,324/P
	1,080 人以上	5.79+1,626/P
農業、水産又は工業に関する学科	1～120 人	1,557/P
	121～719 人	5.38+911/P
	720 人	6.65
	721 人～959 人	5.33+948/P
	960 人以上	4.93+1,332/P
商業、家庭又は厚生に関する学科	1～135 人	1,632/P
	136～809 人	5.00+955/P
	810 人	6.18
	811 人～1,079 人	4.96+990/P
	1,080 人以上	4.63+1,345/P

（注）P＝生徒数

(イ) 2 学科以上を置く場合

各学科ごとに、全生徒の数を当該学科の生徒の数とみなして(ア)の表を適用して得た面積を当該学科に係る生徒 1 人当たりの基準面積とする。

イ 屋内運動場

学級数（学級数を変更する場合は、予定学級数）に応じて次表に定める面積とする。

学級数	基準面積
9	793 m ²
1 2	1,370 m ²
1 5	2,163 m ²
1 8	2,163 m ²
2 1	2,269 m ²
2 4 以上	2,269 m ²

（注）屋内運動場面積には、これに付属するステージ、教官室、用具室、更衣室、便所等の面積に含むものとする。

(2) 校舎の面積加算

次に掲げるものにあつては、(1)のアの基準面積に、それぞれ面積を加算できるものとする。

ア 次表に掲げる施設を設ける場合は、施設の区分に応じて、次表の標準面積と実施工事面積とを比較していずれか少ない面積（1 m²未満の端数は合計において四捨五入する。）

施設	標準面積
選択教室	202.5 m ²
情報処理教室	121.5 m ²
情報処理機材室	38.3 m ²
職員休養室	63.0 m ²

イ 次表に掲げる施設を設ける場合は、次表の上限面積と実施工事面積とを比較していずれか少ない面積と次表の基準面積との差（1 m²未満の端数は四捨五入する。）

施設	基準面積	上限面積
視聴覚室	202.0 m ²	283.0 m ²

ウ 上記のア又はイの面積加算を行った場合は、これに伴う廊下、階段等の共用部分の面積増加相当分として、当該加算面積の 55%相当（1 m²未満の端数は四捨五入する。）

エ ロビー、ラウンジ等の生徒どうし又は生徒と教員の交流等のためのスペース（多目的スペース）を設ける場合は、2の(1)の基準面積に 100/155 を乗じて得た面積（教室・管理諸室相当）に、ア又はイの加算がある場合はそれを加えた面積の 6 % 相当と実施工事面積とを比較していずれか少ない面積（1 m²未満の端数は四捨五入する。）

(3) 屋内運動場の面積加算

屋内運動場を改築する場合にあつては、(1)のイの基準面積に 150 m²を限度に加算

できるものとする。(1 m²未満の端数は四捨五入する。)

(4) 保有面積

保有面積は、事業を行う年度の5月1日現在でその高等学校が現に持っている校舎等施設の面積(次に掲げるものを除く。)とする。

ア 新潟市私立高等学校産業教育施設・設備整備費補助金及び新潟県私立高等学校体育施設整備費補助金の交付対象となる産業教育施設(普通科等家庭科施設を除く。)及び体育施設の面積

イ 事業を年度計画で実施する場合で工事の初年度から4年以内に取り壊し、譲渡等で使用しないこととなることが明らかな校舎等施設の面積

(5) 建物面積の算定方法

ア 建物面積は、棟ごとに、壁(腰壁を除く。以下同じ。), 建具等により風雨を防ぐことができる部分の床面積の合計とする。

ただし、エレベーター、リフト等のシャフト部分、室内の煙突等床はないが通念上床面積に含まれる部分は床面積に参入し、次のいずれかに該当する部分は床面積に参入しない。

(ア) 屋内運動場のギャラリー等で日常利用されず補助的通行等に利用される内
り2メートル以下のもの

(イ) 天井高又は床下高2メートル以下の中2階等

(ウ) 建物の外部に固着した内部の高さ2メートル以下の部分

(エ) 二重窓の室内部分その他床面積に参入することが不相当と認められる部分

イ 床面積の算定は、各階ごとに壁又はその他の区画の中心線で囲まれた床部分の水平投影面積を測定して行うものとし、棟ごとの延面積に1平方メートルに満たない端数が生じたときは、これを四捨五入して算定するものとする。

ウ 床面積に算入しない部分を例示すると、次のとおりである。

(ア) 建物以外の工作物

柱と屋根のみで壁のない独立した構造物、内部の高さ2メートル以下の独立した構造物、簡易な小規模構造物、土地に固着した囲障、貯水池、水泳プール(これに類する施設を含む。), 野球のバックネット、鉄棒、井戸、百葉箱、フレーム、ピット等

(イ) 校舎等施設のうち風雨を防ぐことができない部分

吹抜けの渡り廊下、ひさし、ぬれ縁、ポーチ及びアーケードの類、壁で囲まれていない外部階段及びバルコニーの類、ピロテ等

3 校舎等施設整備事業における補助単価

補助単価は、次表に定める基準単価と実施工事単価（1円未満の端数は切り捨てる。）とを比較していずれか低い額とする。

建物構造部分	木造（W）	鉄筋コンクリート造り（R）	鉄骨その他造り（S）
基準単価	（別途通知による）		

（注）建物構造区分の基準は、次の表に示すところによる。

主用骨組み部分 構造区分		柱	床ばり	けた、 胴差	こう配屋根の小屋組み
木造（W）		木材	木材又は 鉄材	木材	木材又は鉄材
鉄筋コンクリート造り （R）		鉄筋コンクリート，鉄骨鉄筋コン クリート又は耐火被覆鉄骨			鉄筋コンクリート，鉄骨 鉄筋コンクリート，耐火 被覆鉄骨又は鉄骨
鉄 骨 そ の 他 造 り （S）	鉄 骨 造 り	鉄骨			
	そ の 他 造 り	木造，鉄筋コンクリート造り，鉄骨造り以外のもの [例] 石造り，れんが造り，ブロック造り			

別記様式第1号（第6条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

所 在 地

学校設置者名

理 事 長 名

私立高等学校施設整備費補助金交付申請書

年度私立高等学校施設整備費補助金について、新潟市補助金等交付規則により
下記のとおり申請します。

記

1 補助対象経費	円
2 補助基準額	円
3 補助金交付申請額	円

添付書類

- 1 事業計画書（別紙1）
- 2 事業内容調書（別紙2）
- 3 生徒募集計画等調書（別紙3）
- 4 申請年度の収支予算書
- 5 申請年度の前年度の財務計算に関する書類
- 6 建物、工作物等の設計図書（専門家の作成した建物の配置図、平面図、立面図、工作物の構造図等で、数量及び用途を正確に記入したもの並びに工事内訳書）
- 7 工事に係る契約書（工事内訳書を含む。）
- 8 事業の実施に伴い、取り壊し等で使用しないこととなる建物、工作物等がある場合は、その旨を明らかにした書類
- 9 事業に要する経費の財源、借入れ金の返済計画等を明らかにした書類
- 10 現有建物の配置図、平面図及び立面図（広さ及び用途を正確に記入したもの）
- 11 建物面積算出表（各部屋ごとに算出したもの）
- 12 校舎等施設の建築を年次別に行う場合は年次計画書

事業計画書

高等学校

1 校舎等施設整備

(1) 事業費等

建物 区分	工事 区分	構 造	全体事業計画				補助対象事業計画			交付申請額
			実施工事 面積 A	総工事費	補助対象 経費 B	実施工事 単価 B/A	補助対象 面積 C	補助単価 D	補助基準額 C*D=E	
校舎			m ²	円	円	円	m ²	円	円	円
屋内 運動場										
計										

(2) 工期

校舎	(着工)	年	月	日	(完了)	年	月	日
屋内運動場	(着工)	年	月	日	(完了)	年	月	日

2 学校環境整備事業

工事区分	工事内容	総工事費 A	補助対象経 費（補助基 準額） B	交付申請額 B/3	工期	
					着工年月日	完了年月日
		円	円	円		
計						

3 合計（1＋2）

総工事費	補助対象経費	補助基準額	交付申請額

(注) 1 「工事区分」欄には、補助要綱第2条および別記1による区分を記入すること。

2 「補助単価」欄には、基準単価と実施工事単価とのいずれか低い額を記入すること。

3 「単価」については1円未満を、「補助基準額」及び「交付申請額」については、1,000円未満をそれぞれ切り捨てること。

事業内容調書

高等学校

1 補助対象面積計算書

建物 区分	構 造	建築 年度	現有面積 A	取壊し等 面積 B	保有面積 A-B=C	実施工事 面積 D	完了後の 面積 C+D=E	基準面積 F	F-C=G	補助対象 面積 H
校舎			m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
屋内 運動場										
計										

- (注) 1 「現有面積」欄には、5月1日現在、持っている校舎等の面積から産業教育施設等の面積を控除した面積を記入すること。
- 2 「取壊し等面積」欄には、事業に伴い取り壊すなど最終的に使用しないこととなる校舎等の面積を記入すること。
- 3 「補助対象面積」欄には、D欄とG欄とを比較していずれか少ない面積を記入すること。

2 整備事業の概要

- (注) 事業の概要、整備理由、教育課程の変更内容等について記入し、必要に応じて参考資料を添付すること。

生徒募集計画等調書

高等学校

1 生徒数及び学級数の現状

学科名	収容定員（学級数）				実生徒数（学級数）			
	1 学年	2 学年	3 学年	計	1 学年	2 学年	3 学年	計
	()	()	()	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()	()	()	()
計	()	()	()	()	()	()	()	()

(注) 1 事業年度の5月1日現在の収容定員及び実生徒数並びに学級を記入すること。

2 () 内には、学級数を記入すること。

2 今後の生徒募集計画

学年	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
	()	()	()	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()	()	()	()
計	()	()	()	()	()	()	()	()

(注) 1 事業実施年度以降の生徒募集計画について記入すること。

2 () 内には、学級数を記入すること。

別記様式第2号（第7条関係）

(文書番号)

年 月 日

(宛先)

新潟市長

私立高等学校施設整備費補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった私立高等学校施設整備費補助金については、新潟市補助金等交付規則により、次のとおり交付（不交付）の決定をしたので通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 交付決定額（不交付の理由）
- 3 交付条件
 - (1)
 - (2)

別記様式第3号（第8条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

所 在 地

学校設置者名

理 事 長 名

私立高等学校施設整備費補助金変更申請書

年 月 日付新 第 号で交付決定のあった事業について、次のとおり変更したいので、新潟市補助金等交付規則により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 変更の内容
- 3 変更の理由
- 4 変更予定年月日

別記様式第4号（第9条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

所 在 地

学校設置者名

理 事 長 名

私立高等学校施設整備費補助金（中止・廃止）申請書

年 月 日付新 第 号で交付決定のあった事業について，次のとおり（中止・廃止）したいので，新潟市補助金等交付規則により，下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 変更の内容
- 3 （中止・廃止）の理由
- 4 （中止・廃止）予定年月日

別記様式第5号（第10条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

所 在 地

学校設置者名

理 事 長 名

私立高等学校施設整備費補助金事業事故状況報告書

年 月 日付新 第 号で交付決定のあった事業について、下記理由により予定期間内に完了できないと見込まれているので（事業の遂行が困難となっていたので）別紙のとおり、報告します。

記

理由

別記様式第6号（第11条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

所 在 地

学校設置者名

理 事 長 名

私立高等学校施設整備費補助金実施状況報告書

年 月 日付新 第 号で交付決定のあった事業の実施状況について、
別紙のとおり報告します。

記

理由

別記様式第7号（第13条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

所 在 地

学校設置者名

理 事 長 名

私立高等学校施設整備費補助金実績報告書

年 月 日付新 第 号で交付決定のあった事業が完了（を廃止）したので、新潟市補助金等交付規則により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 交付決定額及びその精算額
- 3 補助事業完了年月日
- 4 補助事業の成果
- 5 補助事業の精算に係る収支明細
- 6 添付書類
 - (1)
 - (2)

別記様式第 8 号（第 1 4 条関係）

(文書番号)

年 月 日

(宛先)

新潟市長

私立高等学校施設整備費補助金確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった事業に対する私立高等学校施設整備費補助金について、新潟市補助金等交付規則により、次のとおり確定をしたので通知します。

記

- 1 交付決定額
- 2 交付済額
- 3 確定額